

第192回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時 令和2年6月30日(火)
午前10時00分～11時30分
場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室

第192回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 令和2年6月30日(火) 午前10時00分～11時30分
- 2 場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室
- 3 出席委員 丸山 和貴、大澤 昭彦、齋藤 利志子、小林 享、小山 洋、
石原 康弘(代理 福井 貴規)、幸田 淳(代理 西村 裕二)、
後藤 克己、伊藤 清、穂積 昌信、斉藤 優、野村 洋一
- 4 欠席委員 田中 麻里、堀越 恒弘、茂原 荘一
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 眞庭課長、青木室長、矢島次長、小島次長
- 6 議案
 - 第1号議案 県央広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
について
 - 第2号議案 吾妻広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
について
 - 第3号議案 利根沼田広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の
変更について
 - 第4号議案 前橋勢多都市計画区域及び富士見都市計画区域の変更について
 - 第5号議案 前橋勢多都市計画道路の変更(3・4・1号前橋一の鳥居線ほか3路
線の変更)について
 - 第6号議案 前橋都市計画区域区分の変更(第8回定期見直し)について

第7号議案 高崎都市計画区域区分の変更（第8回定期見直し）について

第8号議案 伊勢崎都市計画区域区分の変更（第8回定期見直し）について

第9号議案 藤岡都市計画区域区分の変更（第8回定期見直し）について

第10号議案 玉村都市計画区域区分の変更（第8回定期見直し）について

第11号議案 玉村都市計画工業団地造成事業の決定（高崎玉村スマートIC北地区の決定）について

第12号議案 桐生都市計画道路の変更（3・6・35号新桐生南線の廃止）について

第13号議案 群馬県都市計画審議会の書面議決に関する取扱規則について

7 議事概要 別紙のとおり

第191回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会＝眞庭課長)

お待たせいたしました。

ただ今から、第192回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の眞庭でございます。よろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日、御出席をお願いいたしました委員の皆様は、15名でございますが、現在12名出席されております。

従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による「定足数2分の1以上」に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、今回の審議会は、お手元にお配りいたしました「次第」に沿って進めさせていただきたいと思っております。

それでは、委員の異動報告を行います。

(矢島次長)

お手元の群審報第118号をご覧ください。前回の審議会以降、11名の異動がありました。

まず、県議会の議員として、岩井 均 様、臂 泰雄 様、川野辺 達也 様及び八木田 恭之 様が退任され、後藤 克己 様、伊藤 清 様、穂積 昌信 様及び斉藤 優 様が就任されました。また、市町村の議会を代表する者として、前橋市議会議長であった阿部 忠幸 様、同じく前橋市議会議長の鈴木 俊司 様が退任され、沼田市議会議長の野村 洋一 様が就任されました。以上でございます。

(眞庭課長)

続きまして、開会にあたりまして、丸山会長から御挨拶をお願いいたします。

(議長＝丸山会長)

本日は、第192回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議事項が13件でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

(眞庭課長)

ありがとうございました。

それでは、これより「議事」に入らせていただきます。丸山会長、よろしくお願いいたします。

(丸山会長)

議事の進め方でございますが、関連する議案については一括上程とさせていただきます。

お手元の次第の第1号議案から第3号議案までの3議案、第4号議案と第5号議案の2議案、第6号議案から第11号議案までの6議案それぞれ関連する議案でございますので一括上程といたしますので、よろしく願いいたします。

なお、議案の説明は事務局からいたします。御了承を願います。

議事に先立ち、議事録署名人2名を指名させていただきますので、御了承をお願いいたします。小林委員と小山委員をお願いいたします。

(丸山会長)

続きまして、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検討をお願いしたいと思います。

事務局の説明を求めます。

(矢島次長)

本日上程の議案は、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(丸山会長)

ただ今の説明のとおり、本日の議案については、公開にするとの提案でございます。

審議を公開することについて、御意見等はございますでしょうか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

それでは御異議もないようですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開とし、傍聴を認めることとします。事務局は傍聴者を入場させてください。

(傍聴人・報道関係者入場)

(丸山会長)

ここで事務局から本日の傍聴者について御報告願います。

(矢島次長)

本日の傍聴者でございますが、一般の傍聴者が1名、報道関係者が3名でございます。

(丸山会長)

傍聴者の皆様には、先程事務局からお配りいたしました「傍聴要領」をよく読み、遵守して下さい。

なお「傍聴要領」に反する行為をした場合には、退場していただきます。

報道関係の方につきましては、ただ今より写真撮影などを許可いたします。

(丸山会長)

それでは写真撮影などを終了してください。

(丸山会長)

ただ今から、議案の審議を行います。

第1号議案「県央広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、第2号議案「吾妻広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発、保全の方針の変更について」及び第3号議案「利根沼田広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を一括上程いたします。事務局から説明を求めます。

(小島次長)

都市計画課次長の小島と申します。よろしく申し上げます。

それでは、第1号議案の県央、第2号議案の吾妻、第3号議案の利根沼田の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について御説明いたします。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を通称「都市計画区域マスタープラン」と呼んでおりますので、本日の説明では、「マスタープラン」としてご説明します。

お手元の議案書の1ページ目をご覧ください。

1ページ目は、県央マスタープランの付議書になります。

次の2ページ目に変更の概要を示す計画書になり、「次のとおり変更する」の次がお手元にある冊子になります。

次の3ページ目に変更する理由になります。

以下5ページ～7ページが吾妻、8ページから10ページが利根沼田になります。

マスタープランは、おおむね5年毎に見直しを行っており、昨年12月の都市計画審議会において案を説明させていただきました。また、12月6日から20日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しました。

12月の都市計画審議会からの変更点は、主に文章や図表をより分かりやすくする表現の修正のみであることから、本日は縦覧結果を中心にご説明します。

なお、東毛のマスタープランは、同時に告示することとしている線引き、いわゆる市街化区域の見直しの箇所が多く、関係機関協議に時間を要しているため、次回以後の都市計画審議会でご審議頂く予定としております。

添付図面の図-1又はスクリーンをご覧ください。

「第1号議案 県央広域都市計画圏のマスタープラン」につきましては、令和元年12月6日から20日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供したところ、意見書の提出が1件ありましたので、御説明します。

お手元の議案書4ページ、又はスクリーンを御覧ください。

都市計画法では、意見書が出た場合には、意見書の要旨を都市計画審議会に提出することとなっており、表の左側が提出された「意見」となります。主旨とすると「意見提出者は、都市計画道路が決定された範囲で都市計画法53条に基づいて許可を取って住居を建てていますが、未だ道路事業が実施されないことから、都市計画道路の見直しは出来るのか確認する」というものでした。

表の右側に、渋川市の見解を記載しております。現在渋川市では、都市計画道路網の見直しを行っているという状況です。マスタープランを決定する県の見解としては、「本区域マスタープランの69ページの上段「自動車交通」の記述において、「都市計画道路で、長期にわたり未整備の路線については、「都市計画ガイドライン（都市計画道路の見直し編）」に基づき、将来の都市・地域づくりの観点から見直し、必要に応じて計画内容を変更する等、現在の計画を検証し、効率的かつ効果的な整備を推進する。」としており、意見の主旨や渋川市の現状にも沿っていることから、県案のまま手続きを進めたいと考えております。

次に、添付図面の図-2、図-3又はスクリーンを御覧ください。

第2号議案の吾妻広域都市計画圏のマスタープラン、第3号議案の利根沼田広域都市計画圏のマスタープランにつきましても、令和元年12月6日から20日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

最後に、マスタープランでは、区域区分の決定の有無とその方針を定めることとなっており、このあとの第6号議案から第10号議案にも関連することから、その方針を説明させていただきます。

県央広域都市計画圏のマスタープラン57ページをご覧ください。

県央では、前橋、高崎、伊勢崎、藤岡、玉村は区域区分、線引きを定めることとしています。次に60ページをご覧ください。このページでは、県央において区域区分を定める都市計画区域における人口・産業の見通し、市街化区域の増減見通しを示しております。

まず、「表」の説明ですが、「(1) おおむねの人口」については、基準年となります平成27年の国勢調査時点での市街化区域内人口は571,100人でしたが、目標年となる10年後、令和7年の市街化区域の将来予測人口、いわゆる人口フレームは、562,900人に減少すると予測しています。

その一方、令和7年に、市街地として適切な人口密度を保ちながら現在の市街化区域内に収容できる人口、配分する人口と言いますが、548,800人と想定され、表の562,900人と比較して、14,100人、収容できない人口が生じる可能性がございます。この14,100人を保留人口といい、住居系の新たな市街化区域を拡大する場合、14,100人の範囲内で拡大できる余地があります。

なお、今回の定期見直しでは、住居系の新たな開発はありません。ただいま説明いたしました14,100人という数字は、第6号議案の区域区分の変更において表示されますので、6号議案でも説明いたします。

「(2) 産業の規模」については、この数値を参考として、工業系や商業系の市街化区域への編入を行います。編入する場所はマスタープランに則した場所となります。

「(3) 目標年次の市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係」については、この10年で拡大する面積が次の6～10号議案の他に、今後、事業の確実

性が高まった場合に、編入を想定している地区の面積を記載しています。

なお、吾妻都市計画圏と利根沼田都市計画圏は、線引きしていないので、このような方針は示していません。

以上で、第1号議案から第3号議案と「市街化区域に収容する人口」いわゆる「人口フレーム」の説明を終わりにします。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました3議案に関しまして、御意見、御質問があればお願いします。

(大澤委員)

マスタープランの今後のすすめ方について質問があります。このマスタープランの大きな趣旨というのは、まちの拡散を抑えて、まちのまとまりを作るとともに、公共交通の強化を図るということで、その方向性に関しては全く問題はないと思うのですが、一番問題になるのは、これをどうやって実現するのかということであると考えております。

そこで、2点聞きたいことがあるのですが、今回の方向性として示されたまちの拡散を抑える、このまちの拡散を抑えるという方針は、現行のプラン、見直し前のプランにも確か書かれているはずなんですけど、ただ実態を見ると郊外への拡散というのは変わらなかった訳です。進んできた訳です。そういう意味で、なぜこれまでのプランで郊外への拡散というものが抑えられなかったのか、その理由についてお答えしていただきたいというのが1点です。

2点目は、今回、マスタープランを見直すことで、その方向性に基づいて実現を図っていく訳ですけども、どうやって進めていくのか、その方法についてお聞かせください。

(小島次長)

2点質問がございましたが、まずはこれまで現行のマスタープランでも確かに拡散を抑制するという記述がございまして、ただ実際とすると広がっているという、その原因の質問がございました。まずは2つあると思っております、1つは、前橋や高崎というのは、いわゆる市街化区域と調整区域を分けている線引きの区域でございます。その隣接している場所は非線引きといたしまして、市街化区域と調整区域を分けていない区域が周りに点在してございます。そうしますと、やはり開発の規制が緩い周辺の非線引きの区域に宅地化が進むという傾向がございました。それは前回のマスタープランでも指摘はしていたところでございます。

それからもう1点ございまして、前橋や高崎、いわゆる中核市や指定都市は、開発許可の権限があり、自らの条例で内容を決められることになっておりまして、例えば太田や伊勢崎もそうなんですけど、バイパス沿線などに大きな商業施設を独自の条例で開発できるということがあったり、あとは市街化区域の縁辺部に宅地化を容認するような条例をもっております。そういったものがありまして、なかなか県の及ぶ部分が少ないところで独自の開発が進んでいる2つの点が最初の御質問の原因かと思っております。

2つ目、今後の方向性でございますが、今回のマスタープランで特に強調しているのは、そうはいつでもこれから人口が減っていく中で、やはりこのまま拡散していくのはまずいということで、次回、令和7年までに各市町村に具体的にまとまりづくりの土地利用の方針を示してくださいということを強調しております。一例としますと、例えば最近やった吉岡町では、非線引きではございますが特定用途制限地域というものを導入しまして、例えば集合住宅ができる範囲を絞ったり、これから人口減少が進んでいく中でどうやってまとまりを確保していくかという独自の土地利用の規制をとってもらったりしております。そういう独自の土地利用をするか、もしくは線引きをするか、どちらか令和7年までに決めてもらいたいというメッセージを、今回マスタープランに書いてございます。

あとは開発許可につきましても、これから市町村さんと協議を重ねながら、開発許可の条例を、これまで緩めていた部分を見直していただくということで協議していこうと思っております。

以上です。

(丸山会長)

いいですか。何かあれば。

(大澤委員)

今回のプランの中で、具体的な手段としてかかれているのが、特定用途制限地域、先ほど御説明がありましたけど、その特定用途制限地域にしても立地適正化計画にしても、市町村が決定する訳ですよね。決定権限は市町村にあるということで、市町村から県のマスタープランの方針に対して、それに沿わないような判断をしてしまうと、元もこうもないと。先ほどの説明だと、しっかりと土地利用の方針を示してくださいよというお願いをしたり、条例の見直しなどを考えてもらうということなんですけど、そこをどう担保するかというのが大事だと思いますので、その手段、どうやってうまく調整をしていくのかというプログラムを検討してほしいというのがお願いです。

このままだと、規制してくれるところはあっても、規制をしていない、規制を選択しない自治体があったら、結局、規制をしない自治体の方に開発が流れるだけで、規制をした自治体が損をしてしまうような事態が起きてしまうので、そういう意味で県の役割が非常に大きいと思います。広域調整の役割を担う行政機関として、是非調整にあたって努力していただきたいと思います。

(小島次長)

マスタープランでも示してございますが、一つは都市計画区域の統合や再編ということも調整していきたいなと思っております。市町村の中には、一つの市の中で複数の区域、過去の合併の影響で小さい区域がいっぱいある所がございますので、少なくとも例えば市町村をまたいで非線引き同士を統合するとか、なるべく県として広域調整がしやすい方向に都市計画区域を統合できればいいかなと思っております。そこまで強い書きぶりはありませんが、今後市町村と協議させていただきまして、都市計画区域をなるべく統合してい

こうかなと思っています。そうすることによって、一つの一体の都市計画域として市町村も意識をしていくのではないかと考えております。

以上です。

(丸山会長)

ほかに御意見はよろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見もないようですので、第1案議案から第3号議案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

続いて、第4号議案「前橋勢多都市計画区域及び富士見都市計画区域の変更について」、第5号議案「前橋勢多都市計画道路の変更(3・4・1号前橋一の鳥居線ほか3路線の変更)について」を一括上程いたします。事務局から説明を求めます。

(小島次長)

それでは、第4号議案「前橋勢多都市計画区域及び富士見都市計画区域の変更」及び第5号議案「前橋勢多都市計画道路の変更(3・4・1号前橋一の鳥居線ほか3路線の変更)」について御説明いたします。

お手元の議案書11ページと併せて、添付図面の図-4又はスクリーンをご覧ください。

前橋市全域をお示しした位置図でございます。黒線で前橋市境を示しています。

今回、都市計画区域を変更する区域は、「変更区域」とお示ししております赤線で囲まれた区域となります。

前橋市は、平成16年12月に前橋市、大胡町、宮城村、粕川村の4つの市町村が合併し、また平成21年5月に前橋市と富士見村が合併しており、現在、前橋、前橋勢多、富士見の3つの都市計画区域が存在しています。

このうち変更区域の東側、図面向かって右側にあります青色に着色された前橋勢多都市計画区域につきましては、平成27年度に大胡、宮城、粕川の3つの都市計画区域を統合し、拡大したものです。

平成27年5月に策定しました現行の都市計画区域マスタープランでは、変更区域の西側、図面向かって西側、図面向かって左側にあります青色に着色された富士見都市計画区域について、「旧町村地区において、良好な環境を保つため、都市計画区域の統合及び拡大を進めるとともに、特定用途制限地域の指定など併せて行う」と明記しています。また、平成27年3月に策定しました前橋都市計画マスタープランでは、大胡、宮城、粕川、富士見の各都市計画区域について、「段階的に前橋勢多都市計画区域に統合」と明記しています。

そこで、前橋勢多、富士見の各都市計画区域は、区域区分を定めておらず、また同様な土地利用がなされていることから、先ほどの都市計画区域マスタープラン、前橋市都市計画区域マスタープランに基づき、市街化区域と市街化調整区域の線引きを実施せず、非線

引きのまま、1つの都市計画区域に統合することとしました。

併せて、赤城山南麓の自然環境を乱開発から守るため、都市計画区域を拡大し、開発や建築に対して規制をかけるものです。

お手元の議案書12ページを御覧ください。

「前橋勢多都市計画区域及び富士見都市計画区域を次のとおり変更する。」「1. 都市計画区域の名称」「前橋勢多都市計画区域」「2. 都市計画区域に含まれる土地の区域」「位置及びおおむねの区域は別添位置図・区域図のとおり」とありますが、こちらは後ほど御説明いたします。

続きまして、「3. 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域」「位置及びおおむねの区域は別添位置図・区域図のとおり」とありますが、こちらも後ほど御説明いたします。

なお、この「3. 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域」につきましては、枠内の下段にカッコ書きで、「地番は省略」と記載しております。本来は、ここに地番まで記載するのが正式な表記となりますが、地番まで記載しますと膨大な量となりますので、ここでお示ししますものは、省略した形とさせていただきます。

お手元の議案書13ページをご覧ください。

指定しようとする理由につきましては、先程ご説明したとおりでありまして、2つの都市計画区域を、一体的な整備、開発及び保全を図るため、1つの都市計画区域に統合し、併せて赤城山南麓の自然環境を乱開発から守り、保全を図るため、都市計画区域の拡大を行うものです。

添付図面の図-5又はスクリーンをご覧ください。

先ほどの位置図を拡大したものです。

赤線で囲まれた区域が、今回変更する区域です。

変更区域の図面向かって右側にあります(旧)前橋勢多都市計画区域、左側にあります富士見都市計画区域、この2つの都市計画区域を統合し、さらに都市計画区域外でありました富士見都市計画区域の北側の黄色く着色された区域を都市計画区域に拡大し、前橋勢多都市計画区域とするものです。

添付図面の図-6又はスクリーンを御覧ください。

本議案につきましては、住民意見を反映する措置が法律上定められておりませんが、前橋市におきまして、住民及び土地所有者に対する勉強会を計3回、説明会を計6回実施し、理解をいただきながら進めてまいりました。

第4号議案につきましては、以上です。

続きまして、第5号議案「前橋勢多都市計画道路の変更(3・4・1号前橋一の鳥居線ほか3路線の変更)」について御説明いたします。

お手元の議案書14ページと併せて添付図面の図-7又はスクリーンを御覧ください。

本議案につきましては、第4号議案の都市計画区域の統合に伴い、区域の名称が変更になることに併せ、総括図に示しました4路線について、都市計画道路の名称を変更するものです。

スクリーンを御覧ください。

富士見都市計画道路の7路線のうち、上段の赤枠の中にあります4路線が群馬県決定となり、下段の3路線が前橋市決定となります。

赤枠の中を御覧ください。都市計画区域の統合に併せて、富士見都市計画道路から前橋勢多都市計画道路に変更します。これに伴い、既存の前橋勢多都市計画道路に続くことになるため、それぞれ道路の番号を変更します。また、路線名について、前橋中央公民館線を前橋富士見公民館線に変更するものです。

添付図面の図－８又はスクリーンを御覧ください。

本議案につきましては、名称の変更のみであり、都市計画法の規定に基づき、軽易な変更として扱い、同法第１６条に基づく公聴会の住民意見反映措置及び同法第１７条に基づく都市計画案の縦覧を省略いたしました。

以上で第４号議案及び第５号議案の説明を終わります。

よろしく御審議の程お願いいたします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました２議案に関しまして、御意見、御質問があればお願いします。

(丸山会長)

それでは御意見もないようですので、第４号議案について原案どおり異議なしとすることに、また、第５号議案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

再開は、５分後の、時計で３７分とさせていただきます。５分間休憩といたします。

(丸山会長)

それでは、時間となりましたので再開させていただきます。

第６号議案「前橋都市計画区域区分の変更（第８回定期見直し）について」、第７号議案「高崎都市計画区域区分の変更（第８回定期見直し）について」、第８号議案「伊勢崎都市計画区域区分の変更（第８回定期見直し）について」、第９号議案「藤岡都市計画区域区分の変更（第８回定期見直し）について」、第１０号議案「玉村都市計画区域区分の変更（第８回定期見直し）について」及び第１１号議案「玉村都市計画工業団地造成事業の決定（高崎玉村スマートインターチェンジ北地区の決定）について」を一括上程いたします。事務局から説明を求めます。

(小島次長)

それでは、第６号議案から第１１号議案について一括して御説明いたします。

第６号議案から第１０号議案の「区域区分の変更」とは、①人工フレームという市街化区域内における将来人口と、②市街化区域と市街化調整区域の境界を変更することです。境界を変

更する案件のうち多くを占める、市街化調整区域から市街化区域に編入する区域には、「すでに市街化を形成している区域で、市街化区域に編入することで引き続き良好な都市環境、住環境の保全を図ることができる区域」と「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」の2種類があります。

それでは、第6号議案から第11号議案の区域変更する箇所につきまして、位置関係を御説明いたします。

スクリーンを御覧下さい。

第6号議案の前橋は、西善・中内地区の1地区であり、前橋市の南部に位置しています。北関東自動車道の前橋南インターチェンジと駒形インターチェンジの中間付近になります。

次に第7号議案の高崎は、複合産業団地西地区の1地区であり、高崎市の東部に位置しています。関越自動車道の高崎インターチェンジの役1.5km付近になります。

次に第8号議案の伊勢崎は、区域変更する箇所はございません。人工フレームの見直しのみを行います。

次に第9号議案の藤岡は、東平井工業団地第2期地区の1地区となります。上信越自動車道の藤岡インターチェンジから南に約5kmの場所に位置しています。

次に第10号議案の玉村は、高崎玉村スマートIC北地区、上茂木・南^{かみもぎ}玉^{なんぎよく}地区、上福島地区の3地区となります。

高崎玉村スマートIC北地区は、関越自動車道の高崎玉村スマートインターチェンジに隣接しており、本地区では第11号議案の工業団地造成事業の決定もあわせて行う予定です。

上茂木・南玉地区は、玉村町の中央付近に位置しています。

上福島地区は、利根川付近になります。本地区は、逆線引きを行い、市街化調整区域に編入するものです。

位置関係についての説明は以上となります。それでは、各議案の詳細について御説明いたします。

それでは、第6号議案「前橋都市計画区域区分の変更（第8回定期見直し）について」、御説明いたします。お手元の議案書16ページと併せて、添付図面の図-9又はスクリーンを御覧下さい。

本議案につきましては、人口フレームと市街化区域及び市街化調整区域の区分について見直しを行うものです。

今回、区域区分を変更する箇所は、「変更区域」とお示ししております赤線で囲まれた区域となります。変更区域の西善・中内地区は、主要地方道高崎駒形線と藤岡大胡線が交差する周辺となります。

お手元の議案書17ページを御覧ください。議案書の御説明をさせていただきます。

「前橋都市計画区域区分を次のように変更する。」、「1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分」、「計画図表示のとおり」とありますが、こちらは後ほどご説明いたします。

2. 人口フレームについては、先ほどマスタープランのところで御説明したとおり、令和7年に市街化区域の人口は562,900人と予測され、そのうち現在の市街化区域に収容できる人口が548,800人であり、14,100人分、住居系の新たな市街地を拡大する余地があることを示しています。

お手元の議案書18ページをご覧ください。

変更理由につきましては、人口フレーム及び区域区分を適切に見直すものであります。それでは、変更区域について、御説明いたします。

お手元の添付図面の図－10又はスクリーンをご覧ください。

赤線で囲まれた区域が、今回変更する区域でございます。この地区は、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、前橋市による開発事業の実施が確実になったことから、市街化区域に編入するものです。

添付図面の図－11又はスクリーンを御覧ください。土地利用計画についてご説明いたします。

黄色で示した範囲を工業用地とし、オレンジ色で道路。緑色で公園、水色で調整池をお示ししています。

なお、今回市街化区域に編入する区域は、赤の実線で示した範囲となりますが、灰色でお示しました東側の中内工業団地、西側の西善工業団地は既に工業団地となっており、中央の赤の点線で囲みました範囲が新たに開発する区域となります。

スクリーンを御覧下さい。次に、参考として、用途地域を御説明いたします。

この区域は、工業地域とする予定です。

添付図面の図－12又はスクリーンを御覧下さい。

ただいま御説明しました、第6号議案につきましては、表のとおり手続きを進めてきましたが、公述の申出及び意見書の提出はございませんでした。

以上で第6号議案の説明を終わります。

(小島次長)

それでは、第7号議案「高崎都市計画区域区分の変更（第8回定期見直し）について」、御説明いたします。お手元の議案書19ページと併せて、添付図面の図－13又はスクリーンを御覧下さい。

本議案も、人口フレームと市街化区域及び市街化調整区域の区分について見直しを行うものです。

今回、区域区分を変更する箇所は、「変更区域」とお示ししております赤線で囲まれた区域となります。変更区域の複合産業団地西地区は、関越自動車道高崎インターチェンジの南方に位置しています。

お手元の議案書20ページをご覧ください。議案書の説明をさせていただきます。

「高崎都市計画区域区分を次のように変更する。」、「1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分」、「計画図表示のとおり」とありますが、こちらは後ほど御説明いたします。

2. 人口フレームについては、先ほどの第6号議案の内容と同様となりますので省略させていただきます。

お手元の議案書21ページをご覧ください。

変更理由につきましては、人口フレーム及び区域区分を適切に見直すものであります。

お手元の添付図面の図－14又はスクリーンをご覧ください。

赤線で囲まれた区域が、今回変更する区域でございます。東側が高崎複合産業団地、北側が宿大類工業団地となります。

この地区は、東側にあります既存の高崎複合産業団地を拡張するもので、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、高崎工業団地造成組合による開発事業の実施が確実となったことから、市街化区域に編入するものです。

添付図面の図-15又はスクリーンをご覧ください。土地利用計画について御説明いたします。

オレンジ色で示した範囲を工業用地とし、灰色で道路、緑色で緑地帯、青色で調整池をお示ししています。

なお、北西の角で白抜きになっている区域につきましては、既存店舗としてコンビニエンスストアが立地しております。この店舗はこのまま残りますが、既存店舗の範囲も含めて、今回市街化区域に編入するものです。

スクリーンを御覧下さい。次に、参考として、用途地域を御説明いたします。

この区域は、東側にあります既存の高崎複合産業団地を拡張し、一体的な産業拠点を形成するため、既存の団地と同じ工業地域とする予定です。

添付図面の図-16又はスクリーンを御覧下さい。

ただいまご説明しました、第7号議案につきましては、表のとおり手続きを進めてきましたが、公述の申出及び意見書の提出はございませんでした。

以上で第7号議案の説明を終わります。

(小島次長)

それでは、第8号議案「伊勢崎都市計画区域区分の変更(第8回定期見直し)について」、御説明いたします。

お手元の議案書22ページとあわせて添付図面の図-17又はスクリーンを御覧下さい。

本議案につきましては、人口フレームについて見直しを行うものです。

お手元の議案書23ページをご覧ください。議案書の御説明をさせていただきます。

「伊勢崎都市計画区域区分を次のように変更する。」、「1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分」、「変更なし」と記載したとおり、伊勢崎都市計画区域については、今回の変更手続きにおいて市街化区域及び市街化調整区域の区分を具体的に見直す箇所はございません。

「2. 人口フレーム」については、先ほどの第6号議案の内容と同様となりますので省略させていただきます。

添付図面の図-18又はスクリーンを御覧下さい。

ただいまご説明しました、第8号議案につきましては、表のとおり手続きを進めてきましたが、公述の申出及び意見書の提出はございませんでした。

以上で第8号議案の説明を終わります。

(小島次長)

続きまして、第9号議案「藤岡都市計画 区域区分の変更(第8回定期見直し)について」、御説明いたします。

お手元の議案書25ページとあわせて、添付図面の図-19又はスクリーンを御覧下さい。はじめに、位置関係をご説明します。

図面上の緑色の線が上信越自動車道、紫色の線が国道、茶色の線が県道を示しております。今回、区域区分を変更する箇所は「変更区域」とお示ししております赤線で囲まれた区域です。変更区域の東平井工業団地第二期地区は、藤岡インターチェンジから約5kmの場所に位置しています。

それでは、お手元の議案書26ページをご覧ください。議案書の御説明をさせていただきます。

「藤岡都市計画 区域区分を次のように変更する」、「1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分」、「計画図表示のとおり」とありますが、こちらは後ほど御説明させていただきます。

「2. 人口フレーム」については、第6号議案と同様となりますので省略させていただきます。

お手元の議案書27ページを御覧ください。

変更理由につきましては、人口フレーム及び区域区分を適切に見直すものであります。

お手元の添付図面の図-20又はスクリーンを御覧ください。区域をお示しする計画図です。今回、市街化区域に編入する区域を、赤い線でお示ししております。

この区域は、市道を挟んで、西側にある東平井工業団地を拡張するもので、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、藤岡市土地開発公社によって開発事業の実施が確実となったことから、市街化区域に編入するものです。

添付図面の図-21又はスクリーンを御覧ください。

土地利用計画図について御説明します。

黄色で示した範囲を工業用地として5.1ha利用し、区域の東側に水色でお示した調整池、緑色でお示した緑地を配置する計画としております。

スクリーンを御覧ください。

参考として、用途地域を御説明いたします。

東平井工業団地第二期地区は、隣接する工業専用地域とともに工業的土地利用が求められており、工業専用地域の指定が予定されております。

添付図面の図-22又はスクリーンをご覧ください。

ただいま御説明しました第9号議案につきましては、表のとおり手続きを進めてきましたが、公述の申出及び意見書の提出はございませんでした。

以上で第9号議案の説明を終わります。

(小島次長)

それでは、第10号議案「玉村都市計画区域区分の変更(第8回定期見直し)について」、御説明いたします。

お手元の議案書28ページと併せて、添付図面の図-23又はスクリーンを御覧ください。

本議案も、人口フレームと市街化区域及び市街化調整区域の区分について見直しを行うものです。

今回、区域区分を変更する箇所は「変更区域」とお示ししております赤線で囲まれた区域①～③でございます。

変更区域の①高崎玉村スマートインターチェンジ北地区は、関越自動車道高崎玉村スマ

ートインターチェンジ北側、国道354号線沿線に位置しています。変更区域の②上茂木・南玉地区は、滝川に近接し（一般県道）綿貫篠塚線上に位置しています。変更区域の③上福島地区は利根川北側、（主要地方道）藤岡大胡線沿線に位置しています。

お手元の議案書29ページをご覧ください。議案書の御説明をさせていただきます。

「玉村都市計画区域区分を次のように変更する。」、「1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分」、「計画図表示のとおり」とありますが、こちらは後ほど御説明いたします。

2. 人口フレームについては、6号議案と同様となりますので省略させていただきます。

お手元の議案書30ページをご覧ください。

変更理由につきましては、人口フレーム及び区域区分を適切に見直すものです。それでは、変更区域について御説明いたします。

手元の添付図面の図-24又はスクリーンを御覧ください。

はじめに変更区域①について御説明いたします。

赤線で囲まれた区域が、今回変更する区域でございます。この地区は、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、開発事業の実施が確実となったことから、市街化区域に編入するものです。なお、造成は企業局にて実施するものとして調整を進めております。詳細は第11号議案にて説明しますが、この地区は工業団地造成事業の都市計画決定をあわせて行う予定です。

続いて変更区域②について御説明いたします。

お手元の添付図面の図-25又はスクリーンを御覧ください。赤線で囲まれた区域が、今回変更する区域でございます。

スクリーンを御覧ください。

現在、区域区分の境界としているのは、黒点線で示した旧町道の道路中央界ですが、平成27年の道路改良工事に伴い町道と民地の土地交換を行ったため、旧町道は一部民地となり、一筆の民地内に市街化区域と市街化調整区域が混在する状況となっております。これを解消し、区域区分の境界を地物とするため、民地及び道路の一部を市街化区域に編入するものです。

続いて変更区域③について御説明いたします。

お手元の添付図面の図-26又はスクリーンを御覧ください。

赤線で囲まれた区域が、今回変更する区域でございます。区域区分の境界としていた利根川が、平成7年から始まった河川の局部改良により堤防を北側に引いたため、現在この地区は河川区域内に所在しています。計画的な市街化の見込みのない区域であるため、逆線引きを行い、市街化調整区域に編入するものです。

添付図面の図-27又はスクリーンを御覧ください。

土地利用計画について御説明いたします。

紫色で示した範囲を工業用地とし、灰色で道路、黄色で緑地帯、緑色で公園、青色で調整池をお示ししています。

なお、北東の角で白抜きになっている区域につきましては、事務所、倉庫といった業務系施設が立地しております。これらの施設はこのまま残りますが、その範囲も含めて、今回市街化区域に編入するものです。

スクリーンを御覧下さい。

次に、参考として、変更区域①の用途地域を御説明いたします。

変更区域①については、産業拠点として利便性の高い操業環境を創り出すため、工業専用地域とする予定です。

添付図面の図－28又はスクリーンを御覧下さい。

ただいま御説明しました、第10号議案につきましては、表のとおり手続きを進めてきましたが、公述の申出及び意見書の提出はございませんでした。

以上で第10号議案の説明を終わります。

(小島次長)

それでは、第11号議案「玉村都市計画工業団地造成事業の決定（高崎玉村スマートスマートインターチェンジ北地区の決定）について」、御説明いたします。

お手元の議案書31ページと併せて、添付図面の図－29又はスクリーンを御覧下さい。

今回、工業団地造成事業を決定する箇所は「決定区域」とお示ししております赤線で囲まれた区域で、関越自動車道高崎玉村スマートインターチェンジ北側、国道354号沿線に位置しています。

本地区は、主要幹線道路に加えて高速道路網への優れたアクセス性を有する土地の区域であることから、県央広域都市計画圏都市計画区域マスタープランに基づく適切な土地利用規制・誘導を行っていく必要があります。特に玉村町では昭和48年1月に首都圏整備法に基づく都市開発区域の指定を受けるとともに、首都圏整備計画において計画的な市街地整備や産業立地等を推進するとされています。

産業地として利便性の高い操業環境の創出と保全を図るため、都市計画法第12条で規定する工業団地造成事業を都市計画決定し、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第6条に基づき都市計画事業として施工しようとするものです。

決定区域について御説明いたします。

お手元の添付図面の図－30又はスクリーンを御覧下さい。

赤線で囲まれた区域が、今回都市計画事業として整備する区域でございます。この地区は、編入面積約20.7haのうち造成に必要な約19.6haを整備区域としています。既存の業務系施設と区域南側道路部分については造成に必要な区域からは除いております。

地区整備計画について御説明いたします。

お手元の議案書32ページと併せて、添付図面の図－31又はスクリーンを御覧ください。

工業団地造成にあたり、道路、公園及び緑地、調整池の配置及び規模を図面のとおり定めています。道路、公園及び緑地については、周辺民地への影響を考慮し緩衝帯として配置しております。調整池については、開発行為に伴う雨水の流出増に対応するものとして設置し、一級河川滝川へ放流します。工場廃水については、各工場にて浄化装置等を設け、水質基準以下に処理したのちに排水路、調整池を経由し、公共用水域に排水します。

スクリーンを御覧下さい。

この地区では用途地域を工業専用地域とする予定ですが、地区計画によりA～C地区へ分けます。B、C地区では隣接する地区集落の住環境を考慮して、「危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場」及び「火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯

蔵、処理の量が多い施設」については建築不可とし、おおむね準工業地域で認めている工場・倉庫等が建築可能としています。

その他、建築物等に関する事項として、壁面の位置の制限や建築物の高さの最高限度等を定め、産業拠点としてふさわしい良好な環境の創出と保全を図るとともに、周辺環境と調和した魅力と活気あふれる産業団地の形成を図ります。

添付図面の図－３２又はスクリーンを御覧下さい。

ただいま御説明しました第１１号議案につきましては、表のとおり手続きを進めてきましたが、公述の申出及び意見書の提出はございませんでした。

以上で第６号から第１１号議案の説明を終わります。

よろしく御審議の程お願いいたします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました６議案に関しまして、御意見、御質問があればお願いします。

(大澤委員)

７号議案と１０号議案について質問があります。

まず、７号議案に関してなんですが、今回編入する地区の用途地域は何になるのかということが１点です。もう１点が、添付図面の１４ページの図１４、これを見ると南東部でしょうか、準工業地域の南側に調整区域があると思いますが、ここが市街化区域にならない理由が何かあるのでしょうか。

まず７号議案についてはその２点で、１０号議案に関しては、２７ページ、数字２７添付図面、こちらを見ると先ほど御説明があったように地区の改修部に緩衝帯を設けているということなんですけれども、一部緩衝帯がない所が東側の方にあるのですが、その理由について教えてください。

(丸山会長)

事務局。

(小島次長)

まず、７号議案高崎でございますが、こちらは工業地域の指定を予定しております。この図面のとおりですね。右側にある団地が既に工業地域となっておりまして、それと同じ用途地域を定める予定になっております。

それから、２つ目のご質問の右下の調整区域がなぜかということですが、確かに河川や道路で囲まれた一帯の場所なので、本来であればここまで入れるべきかと思っているところでございますが、原案を作った高崎市が、右側の方はかなり前に編入した場所でございますが、地権者との調整や実際に進出する企業の要望面積、そういったものの調整の結果、残っている場所があるということでございます。

それから、図２７ですかね、右側の方の真ん中辺ですかね、集落の左側が確かに緩衝帯

ではないんですが、実は黄色で塗られている所が緑地になっています。濃い緑は公園という表示になっておりますので、一応集落が囲まれているという位置づけになります。

図の27の3・4・5と表示されている点の上ですが、ここは事務所や一部工場、既に工業系で土地利用されている場所でございます、住宅と同じような公園や緑地帯を配慮する必要はないと判断しております。

(大澤委員)

そうなってくると、その左側の南北方向の緑はいらないという理屈になりませんか。

(小島次長)

ここは、確かにすぐ右側が工業系や事務所系なんですが、ちょっと変な話ですが、そのすぐ下が住宅区域になってきますので、少し安全側を見て、数字でいう6番・5番とその上まで緑地帯を伸ばしていると考えていただければよろしいかと思えます。

(大澤委員)

であれば、残りの所もやった方がよいかと思えますが、わかりました。

(丸山会長)

他にはいかがでしょうか。どうぞ。

(小林委員)

図27ですが、聞き漏らしたかもしれないんですが、公園と公共緑地を分けているんですけど、なぜですか。違いを考えて公園用地と公共緑地を分けているんですかね。

(小島次長)

基本的には、外周ですね、要は住宅や周辺の田んぼ・畑もありますので、そういった所の環境保全という意味合いでは帯状に緑地を設けて、基本はそうっております。ただ、あとですね、公園については、この周辺の集落の方も遊べるという位置づけで、あえて帯状ではなくてこの場所に少し面的に緑地を設けるという構想で定めています。あと、若干調整池の上にも広い公園もありますけど、これは池の管理なども含めてこの場所に広場を設けているということでございます。

(小林委員)

私の意図は、公園緑地とあえてしなくても公園として位置付ければいいのかと。そうすれば緑地もあわせて、次の11・12のところですね、つまり公園が10割で、その南側については公共緑地となっているんですね。公園化してお金を投入してやるのであれば、別に公園用地として位置づけても別に、わざわざ公共緑地とする意味があるのかな。それだけです。疑問は。

(小島次長)

わかりました。その辺の決定事項は町なので、実際の整理にあたっては、町と調整したいと思います。

(小林委員)

お金を投入して公園として整備するのと、一般的にオープンスペースとして整備する、そこで整備の内容が変わったりすると、それはそれで見栄えが悪いですけどね。だから、一体的に位置して、同じように整備するというのが経済的にはいいのかな、ということだけです。以上です。

(小島次長)

整備主体となります玉村町とも、また具体的に相談して伝えていきたいと思っています。

(丸山会長)

その他にいかがでしょうか。

それでは、御質問もないようなので御意見をお聞きしたいと思います。ただいまの第6号議案から第11号議案まで、いずれも原案のとおり決定するという事によろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

続いて、第12号議案「桐生都市計画道路の変更(3・6・35号新桐生南線の廃止)について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(小島次長)

それでは、第12号議案「桐生都市計画道路の変更(3・6・35号新桐生南線の廃止)について」、御説明いたします。

お手元の議案書34ページとあわせて、添付図面の図-33又はスクリーンを御覧下さい。

本議案は、令和元年度に決定した桐生都市計画道路の見直し方針に基づき、県決定路線である3・6・35号新桐生南線について、都市計画を廃止するための変更を行おうとするものです。

JR両毛線「桐生駅」と東武桐生線「新桐生駅」を白い四角で、JR両毛線を黒の破線で、東武桐生線を黒の一点鎖線で示しております。また、国道を茶色で、県道を緑色で示しております。

3・6・35号新桐生南線は、新桐生駅の東に位置し、新桐生駅前から国道50号を繋ぐ道路で、延長は870メートル、基本幅員は8メートルです。路線の一部区間は、県道桐生伊勢崎線及び市道として一部整備されています。なお、新桐生南線の廃止と併せて、

市決定にて9本の都市計画道路が廃止、変更になります。

添付図面の図-34、計画図を御覧ください。

図では廃止する区間を黄色で示しております。

当初、新桐生南線は新桐生駅周辺と国道50号とを接続し直接国道50号に乗り入れする計画でしたが、現在国道50号は当路線を立体で交差しており、直接乗り入れることができない上、近接する3・3・43号^{なかどお}仲通り大橋線により、直接50号に乗り入れができるようになったため、整備効果が低下しております。また、付近に小学校がありますが、現況供用区間は通学路の指定は無く、周辺に既に通学路が確保されていることから、当路線の計画幅員を見直して事業を完了する必要性は低下しております。このため、当路線を廃止しても支障が無いと見込まれ、都市計画を廃止するものです。

添付図面の図-35参考資料を御覧ください。

ただいま御説明しました、第12号議案につきましては、表のとおり手続きを進めてきましたが、公述の申出及び意見書の提出はございませんでした。

以上で第12号議案の説明を終わりにします。よろしく御審議の程、お願いいたします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、御意見、御質問があればお願いします。

(丸山会長)

それでは御意見もないようですが、本議案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

最後に、第13号議案「群馬県都市計画審議会の書面議決に関する取扱規則について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(矢島次長)

都市計画課事務次長の矢島と申します。よろしく申し上げます。

それでは、第13号議案「群馬県都市計画審議会の書面議決に関する取扱規則について」御説明いたします。

お手元の議案書36ページを御覧ください。

本議案は、自然災害や、このたびの新型コロナウイルス感染症のような疫病などのために、委員の皆様が一同に会して審議会を開催することができない場合、議案を書面議決する際の根拠となる規則の案です。これまで当審議会には、このような書面議決についての規則等が存在せず、今回新たに定めようとするものです。

まず、第1条についてです。第1条はこの規則を定める根拠を群馬県都市計画審議会条

例第9条に求め、会長が書面議決の実施を審議会に図って定めようとするものです。

第2条は書面議決の実施要件を定めるものです。すなわち、災害や疫病などの事情が存在すること、それにより審議会の開催が困難であること、そのことを会長が認めること、これらを実施の要件として定めております。そして、これらの要件をすべて満たせば、書面議決が実施可能となり、その結果を審議会の議決に代えられることとなります。

第3条は第1項から第6までの規定により書面議決の実施方法を定めております。まず、第1項により議案書等を全委員の皆様へ送付し、第2項により送付された議案に対して委員の皆様へ異議の有無を伺います。そして、第3項では委員の皆様が議案について必要に応じて質問ができることを決めました。また、第4項は書面議決の成立要件を、第5項は書面表決書の無効要件を、第6項は議案について審議会の結論を決定する要件を、それぞれ定める規定です。

第4条は書面議決を行った場合、議事録に記載する事項等を規定しております。その記載事項は第2項で規定しておりますが、書面議決を行うことになった事由、委員の総数と書面議決に参加した委員の人数、議案についての質疑応答、議案に対する委員の賛否、議事録署名人の署名捺印の五つです。なお、第4条はそのほか、作成した議事録を委員に報告すること、議事録署名人は会長が指名することを定めております。

第5条は議事録の公表です。書面議決の場合でも、議事録を公表しない理由は特に存在しないことから、原則として議事録の公表を定め、例外として群馬県情報公開条例第14条に当たる情報は公表しないとしました。また、作成した議事録の備え付けと県のホームページへの掲載も決めました。

以上で第13号議案の説明を終わります。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

(丸山会長)

そういうことでございます。御意見があればお願いします。

(小林委員)

専門家ではないので、よくわからないのですが、都市計画審議会に関する取扱規則として決めるということですが、審議会は他の部署でもいろいろありますね。こういう事態になった時に、例えば審議会に関して統一した、例えばこういう書面議決に関するような取り扱いを決める、個別の審議会で決めるというよりは、何か全体で統一して決めた方が合理的かなというのが私の感想です。

それと例えば、よくわからないのですが、法律関係のチェックだと思うのですが、例えば首長の権限で、知事の権限でこういう審議会に関してはすることができるというような多分権限があると思うのですが、そういうことで対応すれば、対応することができる、審議会に関しては首長の権限で開催することができるということを決めておいて、そうすると都市計画審議会であろうが他の審議会であろうが統一した取り扱い規則を定められるような気がするのですが、その点については、私は素人でわからないのですが。

(丸山会長)

事務局、いかがでしょうか。

(矢島次長)

確かに統一したものがあれば、それによればいいかと思うのですが、実際には審議会ごとに定めているのが実情でございまして、調べたところ、特に統一して、共通して使えるようなものはありませんでしたので、今回は都市計画審議会のものとして提案させていただきました。

(小林委員)

建築審査会の書面会議がこの前ありまして、そのやり取りが非常に繁雑で、例えば資料を送っていただいて、チェックをして、意見書を出して、その反応がまたありまして、非常に繁雑で、その辺がもっとスマートにできないかなということで質問をしたんですが、もしこういうことがあれば、要するにこういうことを決めること自体についても事前にあった訳ですよ、例えば書面会議を実施するにあたって、これこれこういうことを、その書面のやり取りもあります。審査会にかける物件以前に。だから統一したものと非常によろしいかな、ということで質問をただけなんです。

(丸山会長)

ちょっと御説明なんですけど、今回の件もありまして、何にもないからこういう時どうするのかという御相談がありまして、事務局の方から御提案を受けた訳ですが、御覧いただいたように一番原始的な紙でやるということにして、今どきのウェブ会議ですとか、電子的なメールでやるというのではないのですが、一つこれを決めておけば何かあった時に使えるということと、それとこれは会長の考えではありますが、2条には困難であるときは書面議決をやりますとなっておりますが、今回も延ばしてやっているわけですから、やっぱり緊急性とかいうのも書いてはございませんが、みんな配慮して行うということに、多分運用としてはなるのかというように思います。そういう認識で事務局、よろしいですかね。

(矢島次長)

はい。そのような認識でよろしいかと思えます。先ほど、小林委員が建築審査会の書面議決の繁雑さということをおっしゃったと思うのですが、その辺のこともよく考えて、かなりシンプルな規則にしたつもりでございまして。

(丸山会長)

その他に意見等ございませんでしょうか。

(大沢委員)

規則自体異議がないのですが、3条の1項で議案書や参考図書など今までもらっているような資料をいただくことになると思うのですが、それだけだと内容がうまく理解できない

い面がありまして、やはり説明資料で、どういう趣旨でなぜそういう議案がこちらにきて、ポイントはここなんだよ、というのがわかるような説明資料を実際作って添付していただきたいと思います。事務局は、事務作業量が増えるので大変かもしれませんが、それに関して是非ご対応ください。

(丸山会長)

そういう要望ですが。

(矢島次長)

ここには参考図書等と書いてありますので、その辺は説明資料ということであれば対応させていただきます。

(丸山会長)

小林先生。

(小林委員)

参考までに、建築審査会ではきょう説明のあったパワーポイントの資料をですね、全部打ち出して、それを送付されているんですよ。説明の言葉も、議事録みたいなものを書いて。ものすごい事務量で、大変だなと思って。ペーパーがもったいないので、可能な限り例えば、ウェブ上で送付していただいて、こちらの方で確認するとかね、それでも作る作業が大変だと思うんですよ。事務量を考えると、すごいですよね。

(丸山会長)

実際の運用については、いろいろこれから考えていくということで御了解いただければと思います。

他にございませんか。

それでは、ただ今の規則第13号議案については、原案のとおり承認いただけるでしょうか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

それでは、そのように決定させていただきます。

以上で、本日の審議は終了いたしました。

傍聴人及び報道関係者におかれましては、事務局の指示に従って、退場してください。

静粛な傍聴に御協力いただきまして、ありがとうございました。

(傍聴人・報道関係者退場)

(丸山会長)

それでは次第の「3 その他」について、何か事務局からありましたらお願いします。

(矢島次長)

先ほど審議いただいた13号議案の取扱規則についてですが、施行は、本日付の施行でよろしいでしょうか。

(丸山会長)

よいと思います。

(矢島次長)

それでは、そのようにさせていただきます。

(丸山会長)

その他、事務局から次回の予定とかありますでしょうか。

(眞庭課長)

次回、第193回審議会の開催についてですが、通例どおり第3回前期定例県議会後、10月頃の開催を予定しております。具体的には会長に御相談をして期日を決定させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(丸山会長)

そういうことでよろしいでしょうか。

(特になし)

(丸山会長)

それでは、そういうこととさせていただきます。
その他、何か委員の方かからございますでしょうか。

(特になし)

(丸山会長)

それでは、特にないようですので、本日は以上で終了させていただきます。
委員の皆様には、長時間にわたり熱心な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

これもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(閉会 11:30)